二八二　平成十八年国土交通省告示第四百六十五号の一部を改正する告示　三一　特7　五六三
二八三　平成十八年国土交通省告示第四百六十六号の一部を改正する告示　三一　特7　五六三
二八四　平成十九年国土交通省告示第四百七号の一部を改正する告示　三一　特7　五六三
二八五　平成十九年国土交通省告示第四百十号の一部を改正する告示　三一　特7　五六三
二八六　平成二十年国土交通省告示第五百十三号の一部を改正する告示　三一　特7　五六三
二八七　平成二十年国土交通省告示第五百十五号の一部を改正する告示　三一　特7　五六三
二八八　平成二十年国土交通省告示第五百十六号の一部を改正する告示　三一　特7　五六三
二八九　平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号の一部を改正する告示　三一　特7　五六三
二九〇　平成二十八年国土交通省告示第五百八十五号の一部を改正する告示　三一　特7　五六〇
二九一　特定離島路線の指定に関する告示の一部を改正する件　三一　特7　五六一
二九二　租税特別措置法施行令規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準を定める件　三一　特7　五六一
二九三　地方税法施行令の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準を定める件　三一　特7　五六一
二九四　地方税法施行規則の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を定める件　三一　特7　五六一
二九五　平成二十六年国土交通省告示第四百十七号の一部を改正する件　三一　特7　五六三
二九六　平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号の一部を改正する件　三一　特7　五六三
二九七　平成二十七年国土交通省告示第四百八十一号の一部を改正する件　三一　特7　五六七
二九八　平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号の一部を改正する件　三一　特7　五六八
二九九　平成二十七年国土交通省告示第四百八十四号の一部を改正する件　三一　特7　五七一
三〇〇　平成二十六年国土交通省告示第四百三十五号の一部を改正する件　三一　特7　五七一
三〇一　平成二十七年国土交通省告示第四百七十八号の一部を改正する件　三一　特7　五七三
三〇二　租税特別措置法第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示　三一　特7　五七三
三〇三　租税特別措置法第三十七条第一項の表第八号及び第六十五条の七第一項の表第八号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示　三一　特7　五七五

○観光庁
四　旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件　二九　一〇
五　旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件　二九　一〇
六　公共交通事業者等が情報提供促進措置を講ずべき区間　三一　69　五六
○気象庁
一　気象測器の型式を証明した件　一四　八
〃　一五　九
〃　二九　一〇
○海上保安庁
一一　与島東船舶通航信号所に関する告示等を廃止する等の告示　一〇　一〇
一二　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示　二一　八
○環境省
一一　奄美群島国定公園の指定を解除する件　七45　一
一二　奄美群島国立公園を指定する件　七45　一
一三　奄美群島国立公園の公園計画を決定する件　七45　二
一四　奄美群島国立公園の特別地域を指定する件　七45　四
一五　奄美群島国立公園の特別保護地区を指定する件　七45　五
一六　奄美群島国立公園の海域公園地区を指定する件　七45　五
一七　奄美群島国立公園の集団施設地区を指定する件　七45　五
一八　自然公園法施行令附則第三項に規定する指定区域の一部を改正する件　七45　五
一九　環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について　一三49　三四
二〇　国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針の変更について　一三49　二六
二一　若狭湾国定公園の公園区域を変更する件　一五　九
二二　若狭湾国定公園の公園計画を変更する件　一五　九
二三　水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件　一六　三
二四　水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件　一六　四
二五　瀬戸内海国立公園の公園区域を変更する件　一六　四
二六　瀬戸内海国立公園の公園計画を変更する件　一六　四
二七　瀬戸内海国立公園の特別地域の区域を変更する件　一六　五
二八　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第二項及び第七条第十四号ハの規定に基づき、次の区域を指定する件　一六　五
二九　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十四号ハの規定に基づき、次の区域を指定する件　一六　五
三〇　汚染状況重点調査地域の指定を解除する件　二二　九
三一　公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第二項の障害補償標準給付基礎月額を定める件　二九65　五八